

○財務省告示第三百九十三号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成二十二年十一月十日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十二年十二月三日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記 号	二 発行の根拠	三 の法律及びそ の振替法の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の 方法
利付国庫債券（二十年）（第八十 六回、第八十七回、第八十八回、 第八十九回、第九十回、第九十 三回、第九十四回、第九十九回、 第一百一回、第一百七回、第一百六 回及び第一百七回）及び利付国 庫債券（三十年）（第六回、第十 八回、第二十三回、第二十六回、 第二十八回、第三十回及び第三 十一回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項	社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行	各申込みのうち利回り格差の小 さいものからその応募額を順次	各申込みのうち利回り格差の小 さいものからその応募額を順次





（利付） （第二付） （第一百回） （国庫債券）	（利付） （第二付） （第九回） （国庫債券）	（利付） （第二付） （第十回） （国庫債券）	（利付） （第二付） （第十回） （国庫債券）	（利付） （第二付） （第十回） （国庫債券）	（利付） （第二付） （第九回） （国庫債券）	（利付） （第二付） （第八回） （国庫債券）	（利付） （第二付） （第八回） （国庫債券）	（利付） （第二付） （第七回） （国庫債券）	（利付） （第二付） （第六回） （国庫債券）	名称及び記号
二・四%	二・一%	二・一%	二・〇%	二・二%	二・二%	二・三%	二・二%	二・三%	利率（年）	
平成二十四年三月十日	平成二十三年三月二十九日	平成二十三年三月二十九日	平成二十三年三月二十九日	平成二十三年三月二十九日	平成二十三年三月二十八日	平成二十三年三月二十八日	平成二十三年三月二十八日	平成二十三年三月二十八日	償還期限	
五十億円	一億円	六百二十億円	二百七十七億円	三十八億円	二百七十五億円	六百六十七億円	七百一十億円	八百四十七億円	（発行額） （額面金額）	

（別表）

十八 象 国債の  
元 利回り  
利 金支  
元 日本銀行  
利 回りとする。  
回 り対象国債の  
り 対象国債の  
と する。平均値の

十九 入 札参加  
者 財務大臣から通知を受けた者

二十 払 込期日  
日 平成二十二年十一月十日

（利付第三十年国庫債券一回）	（利付第三十年国庫債券一回）	（利付第三十年国庫債券一回）	（利付第三十年国庫債券一回）	（利付第三十年国庫債券一回）	（利付第三十年国庫債券一回）	（利付第三十年国庫債券一回）	（利付第三十年国庫債券一回）	（利付第三十年国庫債券一回）	（利付第三十年国庫債券一回）
二・二%	二・三%	二・五%	二・四%	二・五%	二・三%	二・四%	二・一%	二・二%	二・一%
日年平 九成 五月 二十一	日年平 三成 五月 二十一	三平 月成 二五 十 日年	日年平 三成 月四 二十九	日年平 六成 月四 二十八	日年平 三成 月四 二十七	十年平 日十成 一四 月十 二十三	日年平 三成 月四 二十二	日年平 三成 月四 二十二	日十平 二成 月四 二十年
十一億 円	十億 円	九億 円	五十億 円	二十億 円	二億 円	七十 三億 円	円百 五十 一億	億二 円百 二十 三	二億 円